

# 日本サウンドスケープ協会

## 2019年度臨時総会・理事会

日 時：2019年9月29日（日）14:00～

会 場：青山学院大学・3号館4階3407番教室

---

### 【議 案】

---

- 第1号議案 一般社団法人の設立案の承認 . . . . . [資料1]
  
- 第2号議案 会員と活動の移行案 . . . . . [資料2]
  
- 第3号議案 資産の移行案 . . . . . [資料3]

## 〔資料1〕一般社団法人の設立（案）

2019年度通常総会にて議決された「協会組織を任意団体から一般社団法人に移行する」ことを実行するために、法人化特別委員会にて検討された一般社団法人の定款案により、法人を設立する。定款記載の組織概要は以下の通り。

○名称：一般社団法人日本サウンドスケープ協会（英名：The Soundscape Association of Japan）

○目的：本法人は、サウンドスケープに関する諸活動の連絡連携及び会員相互の交流促進を図ることにより、豊かな環境と文化を育む社会の実現に寄与することを目的とする。

○代議員制度の設置：社員総会は代議員をもって構成。代議員は正会員より選ばれる。正会員は等しく代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。代議員選挙は2年に1度実施。総会の権限は以下の通り。

（1）会員の除名、（2）役員を選任又は解任、（3）代議員の解任、（4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認（5）定款の変更（6）解散及び残余財産の処分、（7）基本財産の処分の承認（8）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項。

○役員：次の役員を置く。（1）理事 5名以上10名以内（2）監事 2名以内（3）理事のうち1名を代表理事とし、代表理事を会長とする。（4）代表理事以外の理事のうち3名を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、そのうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を事務局長とする。

○役員等の選任：理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。代表理事及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

○理事会：理事会の職務・権限は以下の通り。（1）本法人の業務執行の決定（2）理事の職務の執行の監督（3）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職（4）名誉会長及び顧問の選任及び解任（5）社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定（6）規則の制定、変更及び廃止

○委員会：事業を推進するため必要なときは理事会の決議により設置。

○事務局：事務を処理するため設置。事務局長には、業務執行理事が就任。

## 〔資料2〕 会員と活動の移行（案）

2019年度10月中を目処に、任意団体の日本サウンドスケープ協会の会員と活動を一般社団法人日本サウンドスケープ協会に移行する。任意団体は2019年度末をもって解散する。

※2019年度中は、2019年度通常総会で決議した活動・予算案の対象範囲については任意団体の意思決定システムにより運営し、その経費は任意団体の会計として処理する。2019年度中は、社団法人での活動は、移行のための活動および新規対応案件に限定する。会員資格の移行は、本年度会費を納入した者から順次一般社団法人の会員に移行する。任意団体の2019年度事業報告および決算報告は2020年度一般社団法人社員総会にて行う。※一般社団法人の2019年度内の運営は以下の体制で行う。理事：鳥越、土田、平松、箕浦、鷺野 監事：丸山。2020年度に向けて代議員選挙を適切な時期に実施する。

## 〔資料3〕 資産の移行（案）

2019年10月中を目処に、任意団体の日本サウンドスケープ協会のもつ資産を一般社団法人日本サウンドスケープ協会に移行する。※任意団体の活動に必要な経費は任意団体に残し、解散時に残った全資産を一般社団法人に移行する。

---

以上の3案は一部修正のうえ臨時総会にて可決されました。上記は修正後のものです。